

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

⊕ 打切り支給の規程がない一時金

Q : 打切り支給の規程がない一時金が退職所得として認められた判決があるそうですがどんな内容だったのですか？

A : 実質的に退職があったものと判断できるとして退職所得に該当するとしました。

【解説】

退職給与の打切り支給は、通達で、「その支給をしたことにつき相当の理由があり、かつ、その後は既往の在職年数を加味しないこととしているときは、その支給した退職給与の額は、その支給した日の属する事業年度の損金の額に算入する」としています。

この事件は、執行役員から執行役になった際に支払われた一時金が「退職所得、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与」に該当するかどうかで争われたものですが、この会社の規程では、役員退任時には、使用人時の在職年数を加味するとされていたことから、税務当局は退職給与を否認、これを納税者が不服として裁判になったものです。

判決では、打切り支給を明記する要件は、退職金名義の金員が「これらの性質を有する給与」に該当するかどうかの判断の重要な要素になるが、勤務関係の性質、内容、労働条件等において重大な変動があつて形式的には継続しているが、実質的には勤務関係の延長とみられないなどの特別の事情があるときには、実質的に勤務関係が終了したものと同視できるとしたうえで、本件については退職所得であるとしてしました。当局は控訴しています。

